

※ 論点整理については、本日の御意見等を反映し、事務局にて整理を行ったうえで、次回答申案の審議時に資料として再度配付いたします。

答申案審議に向けた論点整理 〔君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価方法書〕

赤：委員意見 青：市長意見 茶：住民等意見

緑：複数者からの意見 黒：事務局意見

図書：方法書ページ

1 事業特性、地域特性

(1) 事業特性

2-1,
2-3

ア 本事業は、平成16年4月から埋立てを行っている管理型産業廃棄物最終処分場において、埋立地を8.2ヘクタール増設して合計25.3ヘクタールとし、併せて対象事業実施区域中央部に残存する森林を改変して覆土置場を整備する大規模な開発計画である。

2-30

イ 埋立面積の増加に伴い浸出水量が増加するが、浸出水調整槽の新設により調整容量を増加させて対応し、浸出水処理は既存の3施設で行うこととしている。排水は処理後に小櫃川支流御腹川に放流する。

該当
ページ
無し

ウ 対象事業実施区域には現在、第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲ-1、第Ⅲ-2埋立地が設置されている。そのうち第Ⅰ埋立地では、過去に保有水が土堰堤等から流出し、現在も改善の対策が講じられている。

該当
ページ
無し

エ 住民から方法書に対する環境の保全の見地からの意見が多数寄せられている。

(2) 地域特性

3-187
～
3-188

ア 対象事業実施区域は房総半島の中南部に位置し、県立養老溪谷奥清澄自然公園、梅ヶ瀬溪谷自然環境保全地域及び大福山北部自然環境保全地域に近接する豊かな自然環境が残されている地域である。

該当
ページ
無し

イ 対象事業実施区域は小櫃川支流御腹川の最上流部に位置している。御腹川は農業用水源として利用され、下流の小櫃川は君津地域等の水道水源となっている。

3-177
～
3-179

ウ 対象事業実施区域の周辺地域では、簡易水道水源として地下水が利用されているほか、対象事業実施区域の北西方向に位置する久留里地区には、環境省が選定した平成の名水百選「生きた水・久留里」の自噴井戸群が存在する。

2 事業計画

該当
ページ
無し

(1) 第Ⅰ埋立地で保有水が土堰堤等から流出したことを踏まえ、第Ⅳ埋立地の保有水を確実に集排水する機能を確保できるよう、十分な規模の集排水管を適切に配置するとともに、河川及び地下水の汚染が生じることのないよう埋立地の管理について万全を期すこと。(委員、市原市、住民、事務局)

2-30
～
2-31

(2) 浸出水処理施設の処理能力、取水ピット、浸出水調整槽及び防災調整池の容量、安全管理体制等について、近年の記録的短時間大雨の発生状況を考慮するとともに、対象事業実施区域内で観測した降水量データも踏まえ、十分に余裕を持った事業計画とすること。(君津市、市原市、住民、事務局)

2-31

(3) 浸出水処理施設の規模の検討にあたっては、第Ⅱ、第Ⅲ-1埋立地をキャッピングしたことを踏まえた計画としているが、その手法では最終処分場の廃止までの期間が長期化し、その間の維持管理を実施しなければならない。ついては、特に浸出水調整槽の容量及び浸出水処理施設の処理能力について、キャッピングの手法並びに廃止までの期間及び維持管理方法を総合的に検討し、不足等が生じないことを示すこと。

- 2-30
～
2-31 (4) 浸出水処理施設について、浸出水調整槽からの送水量などを含め、運用方法を準備書に詳細に記載すること。（住民、事務局）
- 2-22 (5) 埋立地の法面の貯留堰堤について、盛土ダム構造とする計画であるが、堰堤の崩壊による廃棄物の流出を防ぐための強度を十分に確保すること。また、その根拠を準備書に詳細に記載すること。
- 2-6
～
2-9 (6) 覆土置場が谷筋に設置されることで、雨水排水の流れが変わることから、覆土置場及び上流部の雨水を集排水する設備の構造について準備書に詳細に記載すること。
- 2-9,
5-76 (7) 事業の実施に伴い、重要な種であるホトケドジョウの生息地や過去に重要な植物を移植した保全地が消失することから、これまでの環境影響評価手続で実施してきた環境保全措置等の内容を尊重し、必要な回避又は低減措置を講ずること。

3 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法

(1) 全般的事項

- 5-1
～
5-2 現在覆土置場として使用している箇所を埋立地に改変することに伴い、当該置場に敷設されているコンクリート側溝等の撤去や廃棄が行われることから、活動要素「工事の実施」のうち「工作物の撤去又は廃棄」の項目を選定すること。

(2) 水質

- 5-27 ア 調査範囲について、御腹川上流域のうち対象事業実施区域直下から水田利用が想定される地域までとしているが、浸出水処理水の排出の影響が予想される範囲がさらに下流域に及ぶ可能性を検討した上で、適切に設定すること。
- 5-35
～
5-36 イ 浸出水処理水の排出による御腹川への影響を適切に評価するため、排出量が最大となる場合を考慮して調査、予測及び評価を行うこと。（君津市、住民）

5-32

ウ 調査項目について、環境基準や排水基準の項目から最終処分場に関わりがあると考えられる項目を選定したとしているが、「君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」の排水基準も適用されることから、これも踏まえ、必要な項目を選定すること。また、選定しない項目については、不要とした根拠を明らかにすること。（君津市）

該当
ページ
無し

エ PFOS及びPFOAについては、その影響に関する不安や、基準値の検討等の対策を求める声などを背景に、国において科学的知見の収集等が進められているところであり、その中で、産業廃棄物最終処分場の排水に係る実態把握や処理技術等に関する知見の収集も進められている。については、今後の動向を注視するとともに、環境基準の設定状況等に応じて、環境影響評価を行うこと。（君津市、住民、事務局）

（３）騒音

5-48

施工時における建設機械の稼働に伴う騒音の評価について、整合を図るべき基準として君津市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る規制基準を採用しているが、最終処分場建設工事は同条例に基づく「騒音又は振動に係る特定作業」に該当することから、特定作業に係る規制基準を用いること。（君津市）

（４）悪臭

5-66

～
5-67

ア 対象事業実施区域の周辺において悪臭に関する苦情が寄せられていることを踏まえ、過去の埋立廃棄物の種類・量と発生ガスの関係を明らかにした上で、定量的に予測及び評価を行うこと。（委員、事務局）

5-64

イ 対象事業実施区域西側の敷地境界に近接した赤道が存在するため、当該赤道の利用状況を把握し、その結果に応じて調査地点を追加すること。

(5) 水文環境・地形及び地質

5-68

5-69

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、梅ヶ瀬層が分布しており、当該地層について詳細に把握することが、地下水の保全を検討する上で重要である。方法書において、ボーリング調査を行うこととされているが、当該ボーリング地点またはその周辺において帯水層毎に観測井を設置し、梅ヶ瀬層の地質構造及び地下水流動方向を把握した上で、予測及び評価を行うこと。（委員、住民、事務局）

5-68

5-69

イ 地質構造や地下水位の現地調査結果に加え、方法書に記載したボーリング調査地点のみならずこれまで事業者が実施した全てのボーリング調査の結果も活用し、対象事業実施区域及びその周辺における帯水層の情報を含む、できる限り詳細な地質断面図を作成すること。

3-177,
3-179

ウ 対象事業実施区域周辺における市原市水道事業の水源井戸の位置を適切に調査した上で予測及び評価を行うこと。（市原市）

(6) 鳥類

5-86

ア ラインセンサス調査及びポイントセンサス調査について、対象事業実施区域の敷地境界周辺で行うこととしているが、覆土置場等の改変が行われる区域にもルート及び地点を設定すること。

5-92

5-93

イ 「千葉県環境影響評価技術細目」に基づき四季並びに繁殖期の各期1回以上の調査を行うこと。また、希少猛禽類の繁殖活動が確認された場合は、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月環境省）に基づき2営巣期の調査を行うこと。

(7) 陸水生物

5-102

5-103

ホトケドジョウの生息状況を詳細に把握するため、専門家の助言を受けて適切な調査時期等を設定すること。（君津市、住民）

(8) 生態系

- 5-106
～
5-108
- 谷沿いの急崖地にみられる植物群落については、過去の環境影響評価の結果を踏まえ、特殊性の区分として選定し、予測及び評価を行うこと。

(9) 景観

- 5-113
- 冬季は落葉により眺望点から対象事業実施区域を視認しやすくなることから、落葉期の調査を行うこと。

(10) 人と自然との触れ合いの活動の場

- 5-115
～
5-116
- 調査地域を対象事業実施区域及びその周辺約500mの範囲としているが、資材運搬車両及び廃棄物搬入車両の走行ルートを踏まえ、必要に応じて調査範囲を拡大すること。

(11) 廃棄物

- 5-120
- 供用時の浸出水処理施設の稼働に伴い発生する汚泥や廃活性炭等の廃棄物について予測項目に加えること。(住民、事務局)

(12) 温室効果ガス

- 5-122
- 浸出水処理施設の稼働に伴い発生する温室効果ガスについて、ボイラーで使用するA重油の燃焼時に排出されるメタンと一酸化二窒素を予測項目に加えること。

4 その他

該当
ページ
無し

- (1) 環境影響評価に関する図書をインターネットの利用その他の方法で公表する際には、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。(市原市、事務局)
- (2) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺自治体及び地域住民等からの懸念・要望に対し、積極的な情報提供及び丁寧な説明を行い、双方向のコミュニケーションを図ること。(委員、市原市)